

市の財政状況をお知らせします

財政が悪化することを未然に防ぐために

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」）に基づき、自治体は自らの財政状態を公表し、市民からのチェックを受け、財政破綻を未然に防ぐために積極的に財政状況の改善に努めることが義務付けられています。

この法律に基づいて、本市の平成25年度決算に基づく財政状況、特に赤字や資金不足、公債費などの状況についてお知らせします。

本市の財政指標はおおむね健全です

財政健全化法で規定されている市の財政状況を示す指標は、健全化判断比率と資金不足比率で表すことができます。

市の平成25年度決算では、赤字や資金不足はなく、健全化判断比率のうち実質公債費比率と将来負担比率は前年度決算よりも改善しました。これらの比率が法律で定める基準内であること

とから、財政健全化法に基づく市の指標はおおむね健全です。今後、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、市の収入の減少が予想されます。そうした状況下でも、市民の皆さんに安定した行政サービスが提供できるように市では事務や事業などの見直しを行い、歳出の削減と決算の剰余金の積み立てをし、財政の健全化に努めていきます。なお、詳しい財政状況は市のホームページで見ることができます。

●問い合わせ…財政課(☎39-1203)

あなたの声に市長が答えます

Q 外国人観光客を対象とした観光ボランティアガイドが発足したと聞きましたが、どのような活動をするのですか。

A 本市では、観光客を地域であたたかくお迎えするまちを目指し、さまざまな取り組みを行っています。外国人観光客に対しては、英語や中国語、韓国語で観光パンフレットやホームページを作成し、本市の魅力発信に努めるとともに案内看板や、まちなか周遊バスのバス停や車内モニターなどを多言語で表記するなどの環境整備を進めています。外国人向けの観光ボランティアガイドも、その一環として、新しく開始したサービスです。

外国語ボランティアガイドは、研修を経てガイドとなった地域の人たちが、外国語（英語・中国語）で天守閣や鶴ヶ城公園内を無料でガイドするもので、鶴ヶ城のホームページから簡単に予約申し込みをすることができます。外国人が多く住んでいるという本市の利点を生かし、本市在住の外国人にも登録してもらっています。現在ガイドとして活躍している人は、ガイドの技術や本市の文化や歴史も詳しく学んでおり、ガイドブックなどでは知ることのできない情報も案内するなど、観光客などに会津の魅力を紹介する活動をしています。

今後、この取り組みが本市ならではの特色あるおもてなしとして定着し、多くの外国人観光客に利用してもらうことで、「再び本市を訪れたい」「友達などに本市を紹介したい」と思ってもらえるよう、この活動を推進していきます。

●詳しくは…観光課(☎39-1251)へ



ボランティアガイドは、本市の歴史や文化についてより分かりやすく伝えることができるよう学んでいます

●市長への手紙の送付先・問い合わせ…秘書広聴課(☎39-1206 ☎965-8601※住所不要 FAX 39-1402)

本市の財政状況

〔平成25年度の決算時点〕

1 健全化判断比率から市の財政を見る

健全化判断比率とは、実質的な赤字や資金不足額、公債費などを標準財政規模の額で割ったものです。財政健全化法では、これらの比率ごとに「早期健全化基準」・「財政再生基準」を定め、この基準を超える自治体に対しては、財政の早期健全化や財政の再生に取り組むように義務付けています。

市の平成25年度決算では赤字はなく、各比率も前年度決算と比較して改善し、また、基準内に収まっています。

しかし、市の実質公債費比率は県内13市の平均の11.1%や類似団体の平均の7.8%と比較すると高い水準にあるため、今後も引き続きより健全な財政運営のために公債費の低減に努めていきます。

健全化判断比率

項目	25年度決算	24年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	類似団体平均
実質赤字比率	—	—	11.85%	20.00%	
連結実質赤字比率	—	—	16.85%	30.00%	
実質公債費比率	14.4%	15.3%	25.00%	35.00%	7.8%
将来負担比率	53.2%	71.8%	350.0%		47.1%

※赤字額がないものは—と表記

〔表中の語句説明〕

▶実質赤字比率…一般会計などの実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率▶連結実質赤字比率…自治体の全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率▶実質公債費比率…自治体が負担する公債費の標準財政規模に対する比率▶将来負担比率…自治体が将来にわたり負担する債務の標準財政規模に対する比率▶類似団体…総務省が全国の市町村を人口規模、産業構造などでグループに分類。本市が属するグループは本市を含めて88市で構成

2 資金不足比率から公営企業の経営を見る

資金不足比率とは、公営企業の事業規模に対する資金の不足額の割合です。公営企業の資金不足比率が財政健全化法の基準以上となる場合は、公営企業の経営の改善に取り組まなければなりません。

本市には、資金不足を生じた公営企業がないため、おおむね健全な経営が行われているといえます。

参考 本市の財政状況を示すそのほかの指標

経常収支比率の推移から見る

「経常収支比率」とは、人件費など毎年決まって支出する経費を、市税や地方交付税などの毎年決まって入ってくる収入額で割ったものです。この比率は、自治体の財政の弾力性を示すもので、この数値が低いほど新たな行政需要に対して自治体が柔軟に対応できることを表し、70~80%が適正とされています。平成25年度の本市の比率は歳入の地方交付税が減少し、歳出の物件費や扶助費が増加したため、上昇しました。

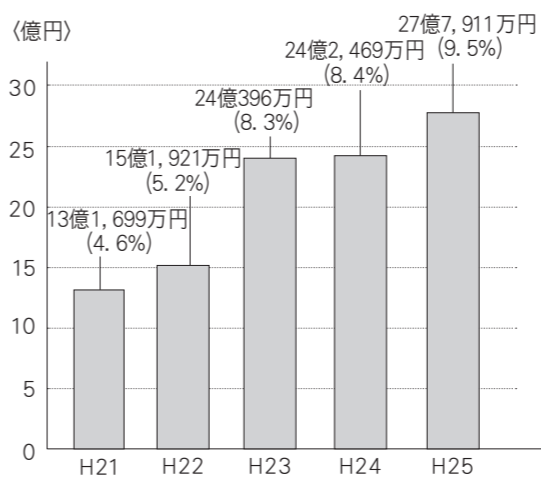
経常収支比率の推移

年度	指数
平成21年度	88.7%
平成22年度	85.8%
平成23年度	89.2%
平成24年度	88.3%
平成25年度	90.6%
類似団体の平均(参考)	89.8%

財政調整基金残高の推移から見る

財政調整基金は、財源が不足する事態や災害などに対応するため、自治体が積み立てる「貯金」のようなものです。その額は、標準財政規模の10%程度が適正といわれています。市では毎年、決算による剰余金の積み立てに努めています。

財政調整基金残高の推移



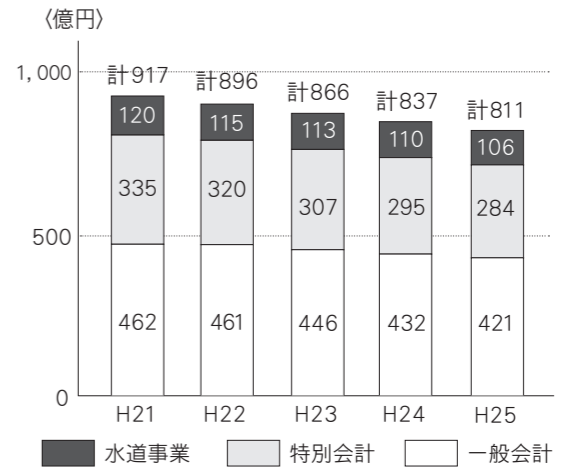
※()は標準財政規模に対する基金残高の比率

市債残高の推移から見る

市債は、公共施設や道路などの整備に充てるための市の借入金です。借り入れてから5年から30年かけて返済をしていきます。この毎年の返済額が公債費です。

市では、公債費を抑制するため、新たな市債の発行額を元金返済額以下にすることで市債残高の低減に努めています。

市債残高の推移



※標準財政規模…合理的・妥当な水準で行政を行うための標準的な財政の規模